平成２９年（フ）第２０８号
奈良市学園朝日町８番４―302号
破産者　鶴田　惠子
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２７５号
熊本県合志市幾久富1909―64　メゾンクレスト203、住民票上の住所熊本県合志市栄2127番地180
破産者　紫垣　安弥
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２４８号
鹿児島県鹿児島市東坂元２丁目20番16―13号
破産者　豊平　一文
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２５７号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目10番16号　プレジデントみずほ301号
破産者　林田　壽美
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３０２号
鹿児島県鹿児島市西伊敷４丁目47番２号
破産者　武田　　弘
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３０３号
鹿児島県鹿児島市西伊敷４丁目47番２号
破産者　武田　　文
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第７５号
北海道苫小牧市豊川町２丁目３番15号
破産者　本田　文子
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第７６号
北海道苫小牧市有珠の沢町７丁目14番22号
破産者　岩谷　尚彦
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第２０号
北海道斜里郡斜里町ウトロ香川123番地４　草原荘202号、開始決定時の住所北海道斜里郡斜里町ウトロ西111番地
破産者　畠山　正揮
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２９年（フ）第１８３号
岩手県滝沢市外山227番地25、旧住所岩手県滝沢市鵜飼上山５番地41　工藤方
破産者　藤田　秀之
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４４号
岩手県花巻市高木第20地割200番地　市営高木南アパートＡ103号
破産者　石沢　　淳
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第２６号
宮城県気仙沼市松崎馬場77番地５　サンシャイン面瀬201
破産者　佐藤　哲也
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第２６号
福島市黒岩字弥生16番地の５
破産者　佐藤　謙二
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２７号
福島市黒岩字弥生16番地の５
破産者　佐藤　綾子
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２８号
茨城県守谷市松前台７丁目10番地16
破産者　竹ケ原伸昭
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
長野県諏訪市大字中洲5386番地１
破産者　北原　範男
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第４１号
岐阜県恵那市三郷町野井2106番地２
破産者　三宅　直也
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２０７号
静岡県沼津市下香貫石原1249番地の２　コーポ古屋103、前住所静岡県駿東郡清水町徳倉1191番地の８
破産者　須藤　　正
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２２号
兵庫県宍粟市山崎町三谷57番地１　市営住宅26
破産者　横野　綾香
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部